

平成31年度 条件不利農地集積奨励事業 —農地中間管理機構を活用する受け手への支援—

農地中間管理機構を通じて、ほ場整備されていない条件不利農地^{※1}を借り受け、農業経営に取り組む受け手を支援します。

※1 条件不利農地：昭和39年以降にほ場整備を実施(予定)していない農地

1 交付対象者

条件不利農地を含め、これまでに機構から一定面積以上の農地を借受けている個人・法人

2 対象要件

機構からの借受農地が以下の面積要件を満たしていれば対象となります。なお、野菜・果樹等集約的な栽培を行う作物については、面積要件を緩和しています。

区分	機構借受面積(累計)	条件不利農地での栽培作物
個人	1ha以上	農作物 (作物の種類は問いません)
	0.1ha以上～1ha未満	野菜・果樹等 ^{※2}
法人	5ha以上	農作物 (作物の種類は問いません)
	0.5ha以上～1ha未満	野菜・果樹等 ^{※2}

※2 野菜・果樹等：
対象作物は個別にご相談下さい。
なお、野菜・果樹等は、奨励金交付後2年間に
上栽培することを要件と
しています。

3 交付対象農地

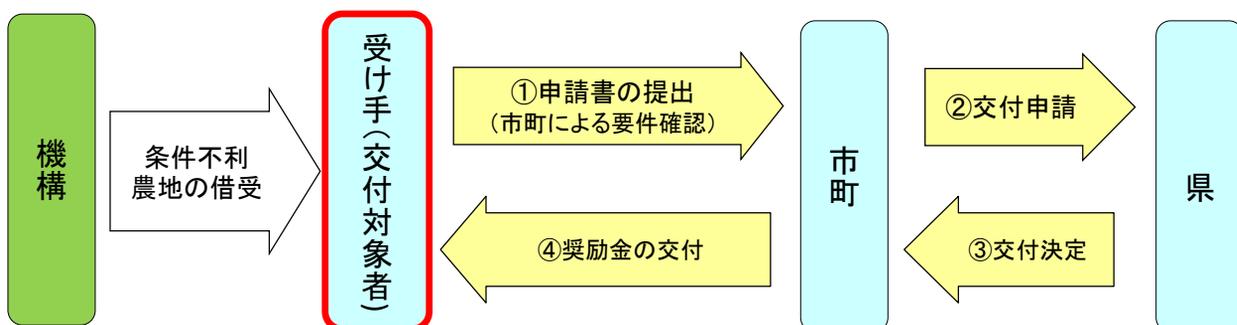
事業実施年度の前年度の3月～2月末までに機構から借り受けた条件不利農地

4 交付単価 (交付は県予算の範囲内で行います)

区分	交付単価
条件不利農地(一般)	20,000円/10a
条件不利農地(悪条件地 ^{※3})	40,000円/10a

※3 悪条件地：条件不利農地のうち、急傾斜地(1/20以上)、進入路が狭い農地等

5 手続きフロー



6 交付対象判定表

(1) 交付対象期間(3月～翌年2月)に条件不利農地を機構から借り受けた

YES

NO

交付対象ではありません

(2) これまでに機構から個人1ha(法人5ha)以上の農地を借り受けている

YES

NO

交付対象期間(3月～翌年2月)に借り受けた
1筆1a以上の条件不利農地が交付対象です

(3) これまでに機構から借り受けた農地で野菜・果樹等を個人0.1ha(法人
0.5ha)以上栽培している

YES

NO

交付対象ではありません

(4) 交付対象期間(3月～翌年2月)借り受けた条件不利農地で野菜・果樹等を
栽培している

YES

NO

交付対象期間(3月～翌年2月)に借り受けた
1筆1a以上の条件不利農地が交付対象です
※交付を受けた農地で交付後2年間以
上、野菜・果樹等の栽培が必要です

交付対象ではありません

※交付は県予算の範囲内で行います

最寄りの市町農政担当課又は県民局農林(水産)振興事務所、県庁農業経営課にお問い合わせ下さい。

〈問い合わせ先〉 兵庫県農政環境部農業経営課

Tel 078-362-4035